

# 「官民連携関連」

## PFI

日本では1999年7月公布のPFI法)の施行以降活用され始めた。Private Finance Initiativeの略で、公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法である。民間事業者による手法が従来の方法よりも効率的で効果的であった場合に付加価値が生まれる。この付加価値が民間資金調達による公債による資金調達よりもコスト高になるデメリットを上回る場合にVFM(バリューフォーマネー)と呼ばれるメリットとなり、民間資金を利用する合理的な根拠となる。運用に当たっては公共が民間に移転したいリスクを移転するという観点での条件設定をすることは適切ではなく、民間にリスクを移転することでバリューが生み出されるかどうかを基準にしてリスク配分する必要がある。事業リスクの官民の適切な配分が今後の日本のPFIの検討課題であると思われる。

## 指定管理者制度

それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度である。地方自治法の一部改正で2003年6月公布、同年9月に施行された。各地方公共団体が定める条例に従って、プロポーザル方式や総合評価方式などで指定管理者候補の団体を選定し、施設を所有する地方公共団体の議会の決議を経ることで、最終的に選ばれた管理者に対し、管理運営の委任をすることができる。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行うことが可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方公共団体との協定の範囲内で管理者の収入とすることができる。指定管理者制度は施設の管理運営全般を管理者に委ねるため、「公の施設が民営化される」という見方をされることが多い。しかし、税金で設置された施設が一管理者によって私物化されるのを防ぐという観点からも、地方公共団体においては、条例や協定書および仕様書などを整備し精査していくという作業が重要かつ必要となってくる。

## 市場化テスト

公共サービスを国民に提供する主体として、官と民のどちらがより国民の期待に応えられるのかということ国民に判断してもらうために行われる官民競争入札制度のことを言う。与党および一部野党の賛成で2006年5月に成立した『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律』に基づく。ここでは、公共サービスを提供する最終責任は官に残る制度となっており、第三者委員会「官民競争入札等監理委員会」がプロセス全体の監理を行う。

## アセットマネジメント

公共事業におけるアセットマネジメントとは、社会インフラによる公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来に渡って安全かつ快適に維持するとともに、府民の多様化するニーズに的確に答えるため、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供していくための資産管理の視点に立ったマネジメントシステムです。

つまり、公共事業における投資決定に始まり、これらの投資の配分と執行管理をより優れたものとするために、エンジニアリング、財務、経済、及び実務の最適遂行手法を組み合わせる事と言える。